

# 令和6年度

## 保育園等 4月入園のご案内



©

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地  
我孫子市役所 子ども部 保育課 保育係  
電話 04-7185-1490 (直通)



入園案内ダウンロード

## 1.我孫子市内の保育園等について

我孫子市には下記①～③のような保育園等があります。

これらの施設の利用を希望する場合、2.以降の案内に従って、お手続きください。

### ① 公立・私立保育園

仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって就学前までの児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

### ② 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能や特徴を併せ持つ施設です。

### ③ 小規模保育事業所

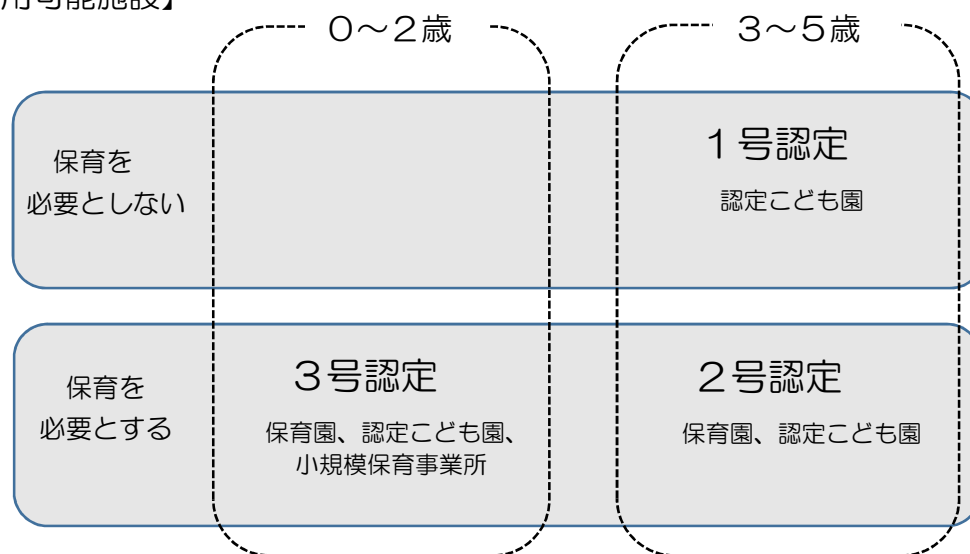
0歳から2歳児を対象にした、6～19名定員の少人数で保育を行う保育施設です。

卒園した後は、引き続き連携施設で児童をお預かりします。連携施設以外の保育園・認定こども園への転園をご希望の場合は、新たに入園申込が必要です。

## 2.保育の必要性の認定（支給認定）について

保育園等の利用を希望する場合は、我孫子市から「子どものための教育・保育給付 支給認定」を受ける必要があります。この「支給認定」は児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分類されます。

### 【認定区分・利用可能施設】



### 【保育必要量】

保育を必要とする（2号・3号）認定を受けた場合は、保育を必要とする事由により「保育の必要量」を認定します。

保育の必要量	利用できる時間
保育短時間認定	8：30～16：30のうち最長8時間 ※園により設定時間が異なる場合あり
保育標準時間認定	上記の時間を超えて最長11時間

上記は最大利用可能時間となります。認定の必要量以外の保育があった場合、別途料金がかかることがあります。保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用となります。

### 3.保育を必要とする事由について

- ① 月64時間以上の就労をしていること（休憩時間は含まない）
- ② 産前産後（妊娠・出産）期間であること  
（出産予定月をはさんで前後2か月（双子以上の場合は、前4か月、後2か月））
- ③ 保護者の病気や怪我、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族の介護や看護に常時あたっていること
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること
- ⑥ 保護者が就学または職業訓練（月64時間以上）を受けていること（休憩時間は含まない）  
（学校教育法に規定された学校\*1等、または職業訓練校における職業訓練に限る）
- ⑦ 求職活動（起業準備を含む）を行っていること（新規入園は私立の施設のみ可）\*2

\*1：学校教育法第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設

\*2：公立保育園は、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れを担っているため、求職活動による入園は私立の施設のみ可としています。

### 4.事由ごとの認定期間・保育の必要量

事由	認定期間	保育の必要量
①就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間  ※入園決定後に申請時と状況が変わった場合（退職や転職など）は、入園取り消しになります。 ※派遣での就労の方で派遣先が決まっていない場合は、「現在派遣先に内定しており、入園が決定次第、派遣先が確定する旨」の事業主発行の証明（確約書）（派遣先、就労開始日、月64時間以上の労働時間が明記されているもの）をご提出ください（私立：申込締切日まで、公立：1月29日（月）まで）。確約書の提出がない場合は”求職活動”と同様の利用基準点数になります。なお、公立園申込の方は、入園日までに派遣先が決定し、就労開始とならない場合、入園取り消しとなる場合があります。	就労時間と通勤時間により認定
②妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで  ※双子以上の場合は、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって、期間が変更になります。	保育標準時間  ※申請により短時間認定も可
③疾病・障害	療養が必要な期間	保育短時間
④介護・看護	介護等が必要な期間	介護・看護を要する時間により認定
⑤災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
⑥就学	卒業又は修了予定まで	授業時間等に応じて認定
⑦求職活動等	1か月間（起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間）の月末まで	保育短時間

※認定期間中でも家庭保育が可能となった場合は認定が取り消しとなります。

## 5.入園の申込

- ① 公立保育園をご希望の方  
5～6ページの【申込に必要な書類】を保育園に持参してください。
- ② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所をご希望の方  
5～6ページの【申込に必要な書類】のうち⑨、⑩以外を  
第1次申込は第1希望園 第2次申込は保育園に持参してください。

※令和5年1月1日に我孫子市外に住民登録があった方で、課税証明書に代わりマイナンバーの提出を希望する方は、第1希望の園ではなく、申込書類とともに保育園に持参してください（各園でマイナンバー情報を扱うことはできません）。郵送申請の場合は、P8⑥を参照

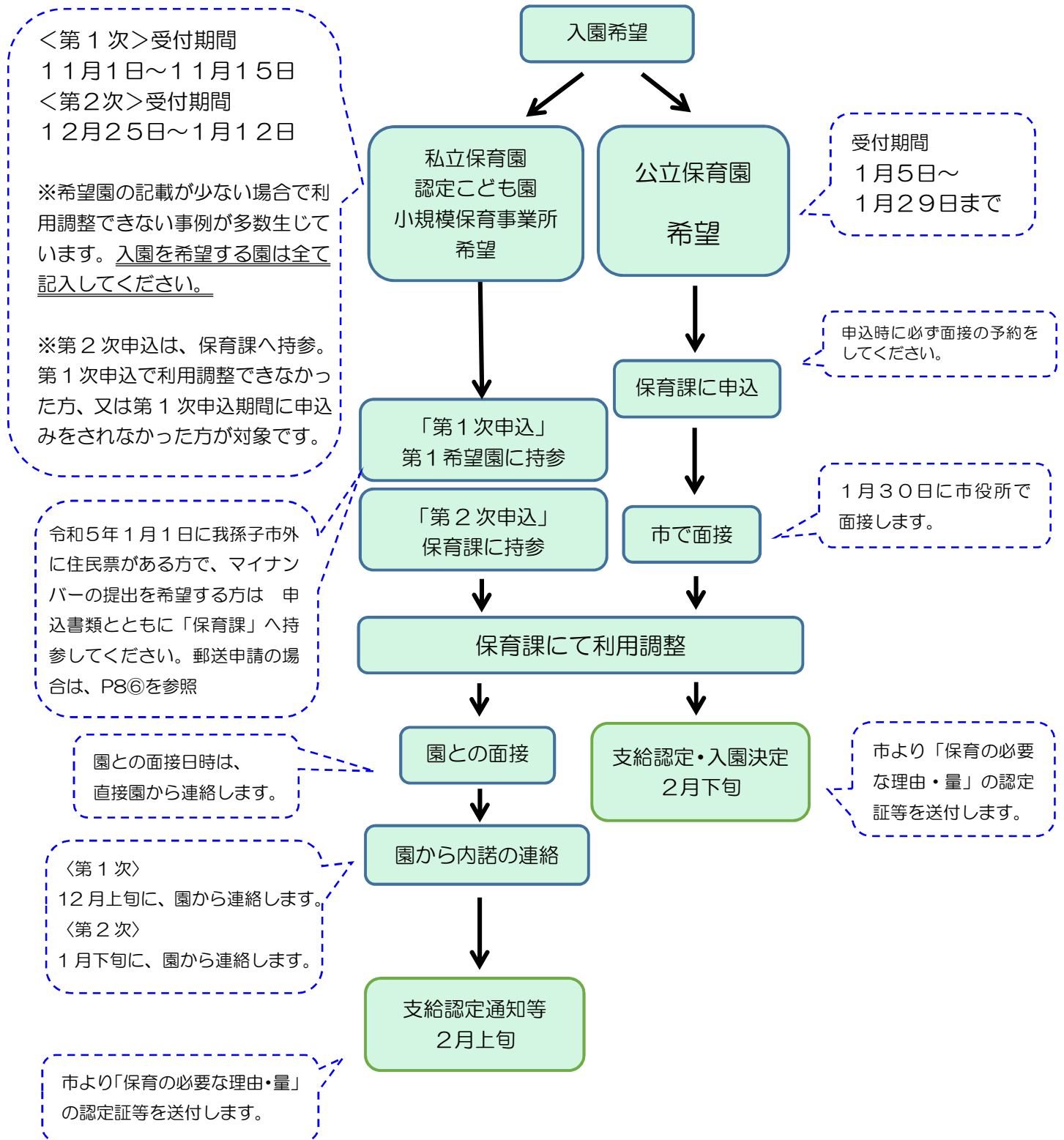
- ③ 我孫子市外に転出予定はなく、市内在中のまま市外の保育園・認定こども園（保育認定での入園）小規模保育事業所等をご希望の方は、園所在地の市区町村と我孫子市にお問合わせください。

※公立と私立の併願はできますが、申込書はそれぞれ別です。（詳細は7ページの③を参照ください）

## 6.申込受付期間

- ① 公立保育園  
**令和6年1月5日（金）～令和6年1月29日（月）**（土日祝を除く）  
※申込時に必ず面接の予約をしてください。（面接日：令和6年1月30日（火））  
※予備日：2月9日（金）体調不良で面接ができなかった人のみ対象。
- ② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所  
**<第1次申込>**  
**令和5年11月1日（水）～11月15日（水）**（土日祝を除く）  
※5～6ページの書類によって点数をつけますので、期限までに書類の提出がない場合は、点数が低くなることや、保育を必要とする認定ができないことがあります。  
※第1次申込で内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。  
**<第2次申込>**  
**令和5年12月25日（月）～令和6年1月12日（金）**（土日祝を除く）  
※保育園に持参してください。  
第1次申込で利用調整できなかった方及び第1次申込期間に申込みをしていない方が対象です。なお、第1次申込みで利用調整できなかった方を優先して利用調整します。  
※5～6ページの書類によって点数をつけますので、期限までに書類の提出がない場合は、点数が低くなることや、保育を必要とする認定ができないことがあります。  
※第2次申込で内定した場合、当該内定園への入園になります。当該内定園をキャンセルして他の希望園を申込みすることはできません。  
  
<申込受付期間後>も定員の空き状況により、第1次・2次申込で利用調整できなかった方又は転入等の新規申込みの方に限り、随時申込みを受付けます。各園にお問合わせください。
- ③ 市外の保育園・認定こども園（保育認定での入園）・小規模保育事業所等  
園所在地の市区町村によって異なります。園所在地の市区町村にお問合せのうえ、我孫子市にご連絡ください。

## 7.令和6年度4月入園までの流れ



### ●公立保育園希望の方の面接●

市での面接時間は30分前後です。（事務職＋看護職による面接）

入園する児童も同伴してください。

保護者の方は父又は母、いずれかが来庁いただければ結構です。

※私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所をご希望の場合は、市での面接はありません。

## 8. 申込に必要な書類について

我孫子市ホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」からも印刷できます。

- ① 保育園入園申込書（児童1人につき1枚）
- ② 子どものための教育・保育給付 認定申請書（児童1人につき1枚）
- ③ 家庭状況調査票（1・2・3号共通）
- ④ 重要事項確認及び同意書
- ⑤ 保育を必要とする状況を証明する書類 【表1】
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる資料 【表2】
- ⑦ 児童の健康状況調査票
- ⑧ 提出書類チェック表
- ⑨ 保育園生活説明書（公立保育園希望の方のみ）※
- ⑩ 面接記録表（公立保育園希望の方のみ）※



様式ダウンロード

※我孫子市ホームページより様式をダウンロードいただき、ご記入の上、面接時にお持ちください。



【表1】対象者：父・母・同居の65歳未満の祖父母

事 由	必 要 書 類
月64時間以上の就労	就労証明書 ※証明日から6か月以内のもの 次に該当する場合は上記に加えて下記のいずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉 ・ 派遣社員の方で派遣先が未定の場合 〈「現在派遣先に内定しており、入園が決定次第、派遣先が確定する旨」の事業主発行の証明（確約書）（派遣先、就労開始日、月の勤務時間が明記されているもの）〉
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出ください。
保護者の疾病・障害	診断書（市所定の様式）又は 障害者手帳等*1の写し（交付を受けた方のみ）
同居家族の介護・看護等	①介護・看護状況申告書（市所定の様式） ②介護保険被保険者証（要介護1～5）又は 診断書（市所定の様式）
災害復旧	り災証明書 など
就学	在学証明書及びカリキュラム表
求職活動（1か月間）	入園後1か月以内に 求職活動状況報告書、認定申請書、就労証明書 ※1か月以内に就労を開始してください。

\*1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をさします。

【表2】

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本または離婚届受理証明 離婚調停中であれば、事件係属証明書または呼出状等の写し
◎身体障害者手帳、◎精神障害者保健福祉手帳 ◎療育手帳の交付を受けている方が同居している場合	該当する手帳の写し
◎特別児童扶養手当の受給対象児童、◎障害基礎年金の受給者が同居している場合	該当する受給証の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
令和5年1月1日に我孫子市外に住民登録がある場合	令和5年度市区町村民税課税証明書* (所得割額・扶養の有無が確認できるもの)
令和4年中、海外に住み、収入があった場合	①勤務先発行の海外での収入・所得証明書 ②所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)
外国籍の方	在留カードの写し(表と裏)
転入予定の方	①転入に関する誓約書 ②令和5年度市区町村民税課税証明書* (所得割額・扶養の有無が確認できるもの) ③a 祖父母宅に同居予定の場合 ・同居予定申立書 b 上記以外の場合 ・転入先の住所と転入時期(令和6年3月31日までの転入)がわかる賃貸契約書・建物の売買契約書・施工工事請負契約書等の写し
二世帯住宅にお住まい方(住む予定の方)	世帯状況申立書(二世帯住宅)

※父母、同居の祖父母のマイナンバーがわかる書類(番号確認書類)及び申請に来た方の本人確認できる書類を保育課窓口にご持参いただければ、課税証明書の提出は原則不要です。

郵送申請の場合は申込書類とともに、父母、同居の祖父母のマイナンバーがわかる書類(番号確認書類)及び本人確認できる書類のコピーを同封ください。(P8⑥を参照)

1 マイナンバーがわかる書類(いずれか1点)

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2 本人確認書類

(1点で確認できる書類)

官公署発行の写真付きの身分証明書

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・旅券(パスポート)など

(2点で確認できる書類)

- ・健康保険証・年金手帳・住民票の写し・住民票記載事項証明書など





## 9.注意事項

① 入園申込書について  
申込書に記載の施設以外の利用調整は行いません。複数園希望がある場合は、第2希望以降についてもご記入ください。事前に見学等に行ったうえでの申込をお勧めします。

② 入園日について  
原則1日入園ですが、産休・育休からの仕事復帰の方に限り、「ならし保育期間」（平日10日間）を考慮した途中入園が可能です。入園日を決定するために産休・育休期間の最終日が確定された就労証明書の提出が必要ですので、入園の内諾がでたら提出をお願いします。

③ 就労証明書について  
就労先から受け取った就労証明書は、必ず保護者自身で雇用形態等をご確認ください。既に在園児がいる場合でも、自営業の方は必ず開業届等、自営業の証明書を添付ください。

○4月入園に合わせて職場復帰する場合

令和6年4月1日から令和6年5月16日の間で復職を予定している方は提出書類チェック表⑤の「はい」にチェックがあるか確認ください。「はい」の場合は加点します。その場合は、入園内諾後に復職日が決定した就労証明書を再度提出ください。復職日を確認しますが令和6年4月1日から令和6年5月16日でない方は内定取消しとします。

※既に復職日が決定している就労証明書を提出された方は、再度提出は不要です。

※利用調整後に点数が変更になった場合は、内定が取消になります。

※復職日が決まり次第、入園日が決定します。早めの提出をお願いします。

※調整加点については、育児・介護休業法に基づき復職する方のみ対象です。

※派遣社員の方は、派遣先が確定している方のみ対象です。

④ 公立保育園と私立保育園等（幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所含む）の併願について  
公立保育園と私立保育園等は同じ申込書に混在して記載できません。それぞれ別の申込書に記載してください。

※私立保育園等の内諾が優先されますので、私立保育園等の内諾がでた場合はその園に入園決定いたします。

※第1希望が公立保育園の方は、利用調整の結果（2月下旬）、公立保育園に入園決定できなかった場合は、その時点で空きのある私立保育園等をご検討ください。

⑤ 入園保留通知について  
育児休業の期間延長手続きなどの際には、市が発行した「保育が実施されないことの証明」が必要になります。我孫子市では申込期間中に入園申込を行った方でご希望の方に限り「入園保留通知書」を発行しています。ご希望の場合は、保育課へご連絡ください。  
なお、入園保留通知は、申込に対して入園承諾できる園がなかったことの証明であり、入園保留通知を受け取られた方に対し、園に空きが出たことのご案内等を行うものではありません。



⑥ 郵送での手続きについて

表面に「保育園入園申込書在中」と記載のうえ、必要書類一式を下記郵送先まで送付してください。  
必要書類の受渡しを確実にを行うため、簡易書留をご利用ください。

申込期間の締切日必着になります。

【申込期間及び発送方法についての注意】

記入漏れなど申込書類に不備がある場合、利用調整にかけられない場合や利用調整上不利になる場合があります。不備がないか十分にご確認の上ご郵送ください。

受付期間に必要な書類がすべて整わない場合には利用調整にかけられません。

ご了承の上、郵送による申込みをご利用ください。

簡易書留を利用しない場合、利用調整にかけられない場合があります。

書類が紛失された場合、我孫子市では責任を負いかねますのでご承知おきください。

〈送付先〉

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市子ども部保育課 保育係 宛



我孫子市保育園等一覧

園名		定員 (名)	所在地	電話 市外局番(04)	入月	産休明 け予約	育休明 け予約	一時預 り	開園時間	駐車場	
公立	公立保育園	寿	170	寿1-13-11	7182-9552	57日～	○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	8台	
	湖北台	60	湖北台3-1-15	7188-2405	57日～	○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	3台		
	つくし野	110	つくし野4-17-2	7184-8822	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台	
私立	私立保育園	湖北	60	中峠1423	7188-1059	9ヶ月～		○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台	
		慈 紘	60	湖北台3-13-13	7188-0874	57日～	○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台	
		双 葉	60	新木野1-2-28	7188-0665	8ヶ月～		○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	15台	
		天王台双葉 (くすの木)	120	柴崎182-16	7185-0555	8ヶ月～		○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	18台 (5台)	
		川村学園女子大学附属	90	下ヶ戸997-2	7183-5995	6ヶ月～		○ 0歳児のみ	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	50台
		アンジェリカ	90	我孫子2-8-1	7181-8500	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	2台
		つばめ	20	中峠3047-1	7187-5005	57日～	○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	8台	
		禮 和	60	布佐1857-10	7189-0879	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	75台
		ぼけっとランドあびこ	120	我孫子1-19-13	7184-5700	57日～			○	7:00～20:00 土曜日は17:00まで	
		天王台さくら	80	柴崎台4-9-7	7197-7093	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	2台
		めばえの森	90	白山2-7-5	7151-2388	8ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台
		あびこ菜の花	100	台田2-2-8	7186-7087	6ヶ月～		○		7:00～20:00	10台
		聖華みどり	120	緑1-6-2	7182-1059	57日～	○	○ 0歳児のみ		7:00～20:00 土曜日は18:00まで	8台
		東あびこ聖華	120	東我孫子1-9-31	7183-3165	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	9台
		天王台ななほ	70	柴崎133-2	7186-7740	6ヶ月～		○ 0歳児のみ	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	7台程度
		ミルキーホーム 天王台園	70	柴崎台1-1-47	7181-0011	57日～			○	7:00～19:00	6台 (園外)
根 戸	80	根戸967-2	7182-5572	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	4台		
認定こども園	幼保連携型	布佐宝	95 (1号認定:15 2・3号認定:80)	布佐2318	7189-2799	6ヶ月～		○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台	
		恵愛こども園	125 (1号認定:15 2・3号認定:110)	湖北台8-17-9	7188-7771	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	13台
		柏 鳳	97 (1号認定:7 2・3号認定:90)	中峠台30-9	7188-3338	7ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	14台
		わかさこども園	99 (1号認定:39 2・3号認定:60)	中里463	7188-2026	1歳児～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	25台
小規模保育事業所	連携施設	ぴくしーらんど	19	天王台1-12-21	7126-0013	6ヶ月～			7:00～19:00 土曜日は17:00まで		
		あびこ若松	19	若松170-1-1A	7136-1845	6ヶ月～			7:00～19:00		
		我孫子さくらっ子	19	寿1-3-27	7170-0208	6ヶ月～			7:00～20:00 土曜日は17:00まで	1台	
		川村学園女子大学附属保育園、恵愛こども園									
		アンジェリカ保育園、ひかり幼稚園									

幼稚園型認定こども園も2号認定の児童を受入れています。我孫子市ホームページの幼稚園一覧をご参照ください。

令和6年4月入園の空き状況（令和5年9月15日時点）

※入退園等により、変動が予想されます。

園名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
公立	公立保育園							
	寿	6	5	2	0	0	0	
	湖北台	3	0	0	0	0	0	
	つくし野	3	2	2	0	0	0	
私立	私立保育園	湖北	3	5	2	4	2	2
		慈 紘	6	6	3	1	2	0
		双 葉	1	1	1	5	0	0
		天王台双葉	9	13	1	0	0	1
		川村学園女子 大学附属	0	8	0	0	0	0
		アンジェリカ	3	4	0	0	0	1
		つばめ	1	1	0	1	0	0
		禮 和	0	0	0	10	6	5
		ほけっとランドあびこ	15	9	0	0	0	0
		天王台さくら	8	7	2	1	0	0
		めばえの森	6	15	7	0	0	0
		あびこ菜の花	5	4	0	0	2	2
		聖華みどり	8	6	0	0	0	1
		東あびこ聖華	11	2	0	1	0	0
		天王台ななほ	4	6	0	0	0	0
		ミルクキーホーム天王台園	6	6	0	0	0	0
		根 戸	6	0	0	0	0	0
		認定こども園	幼保連携型 認定こども園	布佐宝 (保育認定枠)	2	3	2	2
恵愛こども園 (保育認定枠)	6			10	0	5	0	0
柏 鳳 (保育認定枠)	6			5	0	0	0	0
わかくさこども園 (保育認定枠)				12	0	0	0	0
小規模 保育事業所	小規模 保育事業所	ぴくしーらんど	5	5	0			
		あびこ若松	2	5	1			
		我孫子さくらっ子	3	6	2			

# 公立保育園 「アレルギーや疾患、発達面で配慮を必要とする お子さんへの対応について」

## 食物アレルギーのあるお子さんへの対応

- 公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」）と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品」）の提出が必要です。入園決定後に行われる面接や入園説明会などで必要となります。
- 書類の作成には、時間を要することがありますので、入園申込時にご相談ください。
- 食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。
- 食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

※我孫子市ホームページ「令和6年度4月入園申込案内」内、公立保育園の入園を希望する場合「食物アレルギー対応について」参照

## 疾病・アレルギー等の健康面で配慮を必要とするお子さんへの対応

- 保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。
- 入園希望園で面談をしてもらう場合があります。
- お子さんの健康状況について、医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等を提出していただく場合があります。
- お子さんの体調によっては、園との話し合い後の受け入れとなります。入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。
- 入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

## 薬を必要とする場合

- 原則として薬は、お預かりしていません。
- 保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の薬をお預かりします。

## 発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応

- お子さんの発達や健康状況に心配がある方は個別にご相談をお受けしています。
- 保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。
- 医療機関や療育施設等への案内をさせていただく場合があります。
- 入園希望園で面談をしてもらう場合があります。
- 医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等を提出していただく場合があります。
- 事前に相談や面接を行わなかった場合や、受け入れ体制が整わない場合には、入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。
- 入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

私立保育園では、対応が異なりますので各園にご相談・お問い合わせください。

## 10.利用者負担額（保育料）について

保育園の運営に要する費用は、利用者負担額（以下「保育料」という）によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者（扶養義務者）に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税所得割額によって決まり、一律ではありません。〔保育料月額表をご覧ください。〕

保育料は公立・私立ともに同額です。ただし、延長保育料（適用時間帯、料金は園により異なる）、教材費等、給食費、保育料以外の諸経費は別途負担となります。詳細は直接園へお問い合わせください。

### 【保育料の決定】

令和6年4月から8月分の保育料：令和5年度市区町村民税（所得割額）により決定

令和6年9月から令和7年3月分の保育料：令和6年度市区町村民税（所得割額）により決定

※ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

※令和6年度の保育料は、令和6年4月1日の満年齢で決定いたします。年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

※平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料決定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。

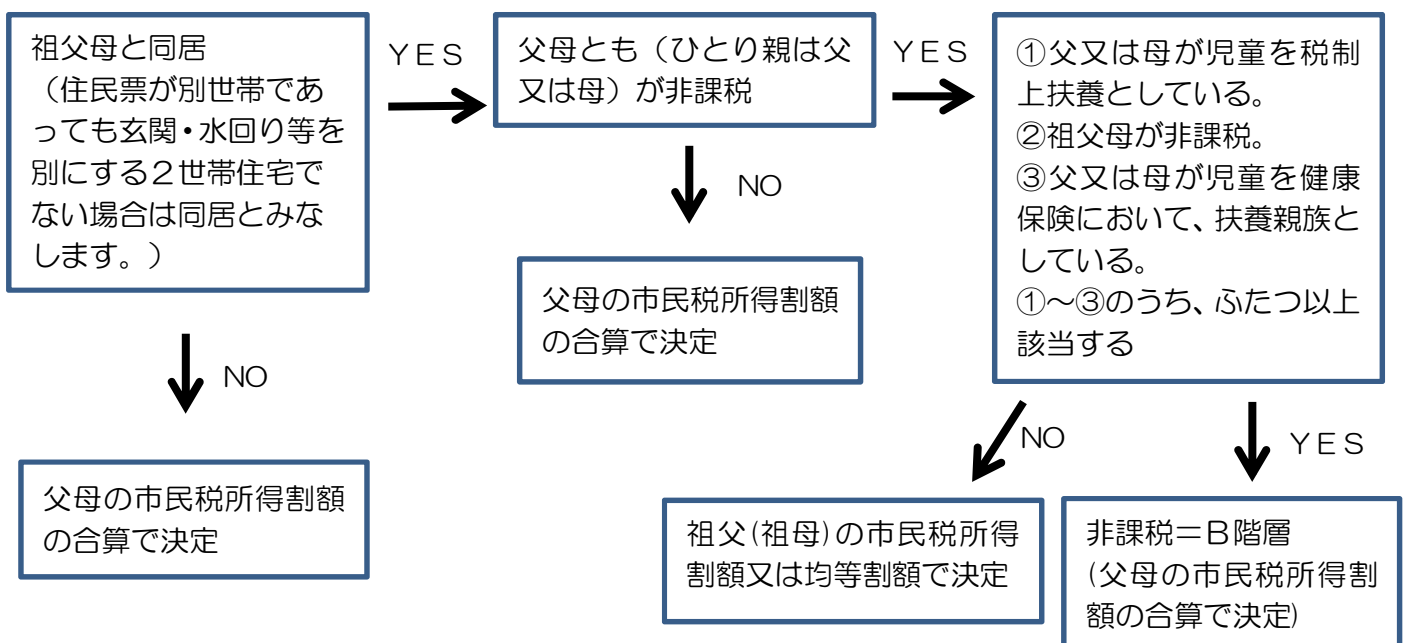
※住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、正しい保育料計算ができないため、原則最高階層で保育料を決定いたします。

※修正申告や世帯構成の変更で対象税額が変わった場合は現年度に限り、遡って保育料を変更します。保育課までご連絡ください。なお、副食費の免除、徴収に関しては、遡りません。

### 【保育料算定対象者】

原則、保育料は父母の市区町村民税所得割額（以下、市民税所得割額）の合算で決定いたします。

「父母とも（ひとり親の場合父又は母）が非課税の場合は下記の条件により、同居の祖父又は祖母の課税額で保育料を決定いたします。



令和6年度 我孫子市 保育料月額表(保育認定) 【令和元(2019)年10月以降、0歳児クラスから2歳児クラスが対象】

子どもの属する世帯の階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	7,500 (3,800)	7,400 (3,700)
C1※	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C2	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	8,700 (4,400)	8,600 (4,300)
C2※	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C3	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,300 (5,200)	10,200 (5,100)
C3※	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D1	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)
D1※	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D2	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	14,200 (7,100)	14,000 (7,000)
D2※	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	4,200 (0)	4,200 (0)
D3	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	16,600 (8,300)	16,400 (8,200)
D3※	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	4,900 (0)	4,900 (0)
D4	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	21,600 (10,800)	21,300 (10,700)
D4※	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	6,400 (0)	6,400 (0)
D5	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	27,600 (13,800)	27,200 (13,600)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	8,200 (0)	8,200 (0)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯	13,800 (13,800)	13,600 (13,600)
D6	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	33,500 (16,800)	33,100 (16,600)
D6※	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	16,800 (16,800)	16,600 (16,600)
D7	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	40,600 (20,300)	40,100 (20,100)
D7※	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	20,300 (20,300)	20,100 (20,100)
D8	市町村民税所得割課税額が149,000円未満の世帯	42,600 (21,300)	42,000 (21,000)
D9	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	44,500 (22,300)	43,900 (22,000)
D10	市町村民税所得割課税額が193,000円未満の世帯	53,000 (26,500)	52,200 (26,100)
D11	市町村民税所得割課税額が213,000円未満の世帯	54,600 (27,300)	53,800 (26,900)
D12	市町村民税所得割課税額が241,000円未満の世帯	55,300 (27,700)	54,500 (27,300)
D13	市町村民税所得割課税額が271,000円未満の世帯	55,900 (28,000)	55,100 (27,600)
D14	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	56,600 (28,300)	55,800 (27,900)
D15	市町村民税所得割課税額が355,000円未満の世帯	57,600 (28,800)	56,700 (28,400)
D16	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	58,000 (29,000)	57,200 (28,600)
D17	市町村民税所得割課税額が468,000円未満の世帯	59,100 (29,600)	58,300 (29,200)
D18	市町村民税所得割課税額が468,000円以上の世帯	59,700 (29,900)	58,800 (29,400)

( 備考 )

- ① 本表は0歳児クラスから2歳児クラスを対象としたものです。3歳になった翌4月から保育料は無償となります。
- ② 4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税(所得割)額、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市町村民税(所得割)額により決定します。
- ③ 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、次のとおりの利用区分です。
  - (1) 保育標準時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり11時間まで(必要に応じて延長保育利用も可能)
  - (2) 保育短時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり8時間まで
- ④ C1階層からD18階層までに属する世帯は、0歳児から5歳児までの範囲において、保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などを同時に利用する同一世帯の最年長の子どもから順に、2人目の保育料月額は( )内の額とし、3人目以降の保育料月額は0円とします。
- ⑤ C1階層からD7階層までで、母子家庭若しくは父子家庭の世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯は、「※」マークの付いた階層を適用します。
- ⑥ ④、⑤に加え、市町村民税(所得割)額が一定額以下の家庭については、更なる保育料軽減措置があります。

## 保育料 Q&A

<b>Q 1 : 公立保育園と私立保育園では、保育料は違いますか？</b>
→A : いいえ。保育料は、公立・私立とも前ページの保育料表に基づいて決定します。 但し、雑費については園によって異なりますので、直接園にお問い合わせください。
<b>Q 2 : 保育料はどのように決定されますか？</b>
→A : 保育料は、基本的には、父母又は家計の主宰者の市町村民税(所得割)額を合算し、保育料表にあてはめて決定します。なお、4月から8月分までの保育料は前々年の収入で決まった前年度の市町村民税(所得割)額、9月から翌年3月分までの保育料は前年の収入で決まった現年度の市町村民税(所得割)額により決定されます。
<b>Q 3 : 保育料表の第1子・第2子は、長男(女)・次男(女)などを意味していますか？</b>
→A : いいえ。小学校1年生以上の兄弟姉妹は数えません。保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などのいずれかを利用する0歳児から5歳児までの兄弟姉妹の中で、上の子から第1子、第2子…と数えます。
<b>Q 4 : 兄弟姉妹で入園していますが、弟妹の保育料は保育料表の該当する区分の( )の金額ですか？</b>
→A : 第2子の保育料額は( )内数値を適用し、第3子以降の保育料は無料です。ただし、第何子に当たるかについては、Q3を参照してください。
<b>&lt;例&gt;</b>
① 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(保育園5歳児、保育園3歳児、保育園0歳児)のD12階層の世帯
・ 5歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第1子、3歳児以上のため無償)
・ 3歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第2子、3歳児以上のため無償)
・ 0歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第3子、第3子のため無償)
② 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(小学校5年生、小学校1年生、保育園2歳児)のD10階層の世帯
・ 2歳児保育料 53,000円 (保育標準時間認定 第1子)
③ 父がフルタイム勤務、母が短時間勤務で、子ども2人(幼稚園4歳児、保育園1歳児)のD8階層の世帯
・ 1歳児保育料 21,000円 (保育短時間認定 第2子)
<b>Q 5 : 収入が減りましたが、保育料は減免になりますか？</b>
→A : 疾病、失業により世帯収入が著しく減少した場合や家屋が災害により損害を受けた場合、保育料が減免となる場合があります。詳しくは保育課にご相談ください。
<b>Q 6 : 保育料は決定されると、その後に変更されることがありますか？</b>
→A : はい。①修正申告等で税額に変更があるとき②婚姻又は離婚により家庭の生計状態が変わるときなどは、園及び保育課に必ず申し出てください。
<b>Q 7 : 転勤となり月の途中で保育園を退園することになりました。保育料は日割りになりますか？</b>
→A : はい。ただし、原則月末に退園するものとして扱いますので、月途中の退園を希望する場合は、事前に園と調整の上、保育課にもご連絡ください。
<b>Q 8 : 所得割が一定額以下の家庭に適用される保育料軽減措置とは何ですか？</b>
→A : 市民税の所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。 ※生計を一にするとは、一緒に生活している(同じ家に住んでいて、生活費が一緒)場合や、別々に住んでいるが生活費を仕送りしている場合等のことをいいます。 ※市民税の所得割については課税課にお問い合わせください。



(1) 保育園の利用基準

保育の必要性の事由		保護者の状態			基準点数	
番号	類型	細目		適用		
1	就労	就労	140時間以上		1月当たりの通常の労働時間（休憩時間を除く。）による	10
			120時間以上140時間未満			9
			100時間以上120時間未満			8
			80時間以上100時間未満			7
			64時間以上80時間未満			6
		派遣先未確定	派遣先未確定		派遣先確定以外の派遣労働者の場合	3
2	母親の妊娠・出産	妊娠・出産		出産予定日を含む月及びその前後2月間	9	
3	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1月以上の入院の場合	10
			居宅療養	病床	疾病のため1月以上常時病床についている場合	10
				療養	おおむね1月以上安静加療を必要とする場合	5
		障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持しているか、これと同程度と判断される場合	10
			身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳Bの1			8
			身体障害者手帳5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bの2			6
4	病人の看護等	入院付添い		おおむね1月以上親族の入院に付き添っている場合	10	
		同居の親族の看護又は介護		要介護3から要介護5までの認定を受けている者又は常時看護若しくは介護を要する者の看護又は介護をしている場合	10	
				要介護1若しくは要介護2の認定を受けている者又は常時観察を要し、及び随時看護若しくは介護を要する者の看護又は介護をしている場合	6	
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			10	
6	求職活動・起業準備	求職活動		求職活動をする期間が1月以内の場合	3	
		起業準備		起業のため日中その準備を常態とする期間が3月以内の場合	3	
7	就学・職業訓練	140時間以上		1月当たりの在学する大学、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設での受講時間（休憩時間を除く。）又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受ける時間（休憩時間を除く。）による	9	
		100時間以上140時間未満			7	
		64時間以上100時間未満			6	
8	前各項に類する状態（基準点数は調査により決定）					

(2) 調整点数

	適用	調整点数
世帯の状況	父又は母が死亡、離別、行方不明、拘禁等の場合	+13
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の場合	+2
	当該申込みに係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（以下単に「兄弟姉妹」という。）（小学校就学前児童に限る。）が2人以上いる世帯の場合	+1
	兄弟姉妹が市内の同一でない保育園に在園している場合であって、保育園の利用を希望する場合であって、保育園の利用を希望する期間の開始の日において、当該申込みに係る児童の兄弟姉妹が当該保育園に在園している見込みがあるとき又は兄弟姉妹が同時に同一の保育園に入園の申込みをするとき。	+4
	保育園の利用を希望する期間の開始の日において、当該申込みに係る児童の兄弟姉妹が市内の保育園に在園している見込みがある場合又は当該兄弟姉妹が同時に申込みをする場合（当該児童とは別の保育園に入園の申込みをする場合を含む。）（前項に該当する場合を除く。）	+2
	保護者のいずれかが単身赴任している場合（当該申込みに係る児童が祖父又は祖母と同居している場合を除く。）	+1
勤務状況	保護者のいずれかが市内の保育園に保育士又は保育教諭として勤務し、又は保育園の利用を希望する期間の開始の日において勤務を予定している場合	+3
	保護者のいずれかが産後休暇又は育児休業を取得している場合であって、保育園の利用を希望する期間の開始の日から当該日の翌日から起算して10日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する休日を除く。）を経過する日までの間において、当該産後休暇又は育児休業に係る就労先において復職を予定している場合	+2
保育料の滞納	兄弟姉妹又は当該申込みに係る児童について保育料を滞納している場合	-5

備考

- 1 基準点数に調整点数を加えて得た点数（次項において「総合点数」という。）の高い者から順次利用を承諾する。
- 2 総合点数が同一の場合にあつては基準点数の高い者から順次利用を承諾し、総合点数及び基準点数が同一の場合にあつては所得の低い者から順次利用を承諾する。
- 3 この表において「派遣先確定」とは、事業主がその雇用する派遣労働者について、当該派遣労働者の児童が保育園へ入園することが決定した場合において、当該派遣労働者の派遣先が確定することをいう。ただし、事業主が当該派遣労働者について、次に掲げる事項を証明する書類を発行する場合に限る。(1)派遣先 (2)就労開始日 (3)1月の労働時間（休憩時間を除く。)

(表)

記入例

保育園入園申込書

我孫子市子ども部長 あて

令和〇年 〇〇月 〇〇日 ☆☆☆

フリガナ	アビコ タロウ
氏名	我孫子 太郎
住所	我孫子市我孫子1858番地
電話番号	090-XXXXXX-XXXXXX

保護者

次のとおり保育園への入園を申し込みます。

入園児童の希望する期間	フリガナ氏名	生年月日	子どもコード(市記入欄)	認定区分(市記入欄)	標短
	アビコ ジロウ 我孫子 二郎	令和〇年 ××月 ××日	令和〇年 △△月 △△日	△△月 ◇◇日まで	
保育園の利用を希望する期間	希望園名	希望園	希望園	希望園	希望園
	第1希望	●●保育園	第13希望	第13希望	第13希望
	第2希望	□□保育園	第14希望	第14希望	第14希望
	第3希望	☆☆保育園	第15希望	第15希望	第15希望
	第4希望	◎◎子ども園	第16希望	第16希望	第16希望
	第5希望	△△保育園	第17希望	第17希望	第17希望
	第6希望		第18希望	第18希望	第18希望
	第7希望		第19希望	第19希望	第19希望
	第8希望		第20希望	第20希望	第20希望
	第9希望		第21希望	第21希望	第21希望
第10希望		第22希望	第22希望	第22希望	
第11希望		第23希望	第23希望	第23希望	
第12希望		第24希望	第24希望	第24希望	

小学校就学始期までの場合は記載不要

希望する保育園等を全て記載ください。

○入園児童の家庭の状況

区分	氏名	入園児童との続柄	生年月日	年齢	職業	保育園利用
家族構成	我孫子 太郎	父	××年××月××日	××	会社員	利用中・申込中
	我孫子 花子	母	××年××月××日	××	会社員	利用中・申込中
	我孫子 一郎	兄	××年××月××日	×	●●保育園	利用中・申込中
	我孫子 三郎	弟	××年××月××日	×	●●保育園	利用中・申込中
	我孫子 和夫	祖父	××年××月××日	××		利用中・申込中

※裏面へ続く

(裏)

○入園児童の家庭の状況 (続き)

ひとり親世帯	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親世帯でない	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯である (必要書類：戸籍謄本)
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 受給していない	<input type="checkbox"/> 受給している (必要書類：受給証明書)
障害者手帳の取得の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (必要書類：手帳の写し)

○該当者のみ

兄弟姉妹が利用申請を行う場合	希望する項目の□にレ点を付けてください。(いずれかひとつに○)
<input checked="" type="checkbox"/>	希望順位が低くても、同じ保育園を優先する。(同園優先)
<input type="checkbox"/>	兄弟姉妹別々でも、それぞれの児童の希望順位の高い保育園を優先する。(順位優先)

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し、記入の上、市役所に提出してください。また、申込児童一人につき1枚記入してください。

- 「入園児童」の欄は、「氏名」にフリガナを付けてください。
- 「入園児童」の欄は、希望する順位に従い、保育園名を記入してください。
- ※ 入園を希望する保育園に公立保育園及び私立保育園の両方がある場合は、それぞれにつき1枚ずつ入園申込書を作成してください。
- 保育を必要とする事由は、次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等による児童の保育ができない場合に限られます。
- 「家族構成」の欄は、入園児童本人以外の全員(入園児童の両親、同居している親族等)について、記入してください。
- 保育園の利用については、次の場合があり、あらかじめ御了承ください。
  - ・保育を必要とする事由に該当しないため入園が認められない場合
  - ・希望者が多数いるため希望する保育園へ入園できない場合

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも(両親と同居している場合には児童の世話をする者)が次のいずれかの事情にある場合です。

- 就労 児童の保護者が仕事をすることで、その児童の保育ができない場合
- 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- 疾病・障害 児童の保護者が病氣、負傷又は心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
- 介護・看護 児童の家庭に介護が必要が高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護に当たっているため、その児童の保育ができない場合
- 災害復旧 震災、火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっているため、児童の保育ができない場合
- 求職活動 児童の保護者が求職活動(起業準備を含む。)を行っているため、その児童の保育ができない場合
- 就学 児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)のため、その児童の保育ができない場合

市記入欄	基準点	基準点	調整点	総合得点
	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

# 認定申請書

# 記入上の注意

子どものための教育・保育給付 認定申請書 (新規・変更)

保護者氏名

申請に係る小学校就学前子ども

フリガナ氏名

生年月日

性別

障害者手帳の有無

申請児童に係る障害者手帳の有無について、該当するものを○で囲んでください

保育者の希望の有無(※)

保育者の就労又は希望する理由

園名

新規入園申込：希望園名

認定変更申請：在園名

①世帯の状況

フリガナ氏名

生年月日

年齢

性別

職業又は学校名等

備考

申請児童は記入不要です。申請児童の両親及び同居者全員について記入。「性別」欄は該当するものを○で囲んでください

生活保護の適用の有無

適用無し・適用有り ( ) 年 月 日 保護開始日

②利用を開始する日、保育時間・保育を必要とする理由の変更を希望する期間

希望する期間

(裏面)

③税情報等の提供に当たった際の署名欄

我孫子市が子どものための教育・保育給付の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯世帯税を照準すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特種者氏名を署名してください。

署名欄の記載内容を確認のうえ、署名してください。

④保育の利用を必要とする理由等

※保護者の就労又は疾病等の理由により保育等(就労証明書等)の活用を希望する理由を証明する書類(就労証明書等)を提出してください。

父

母

保育の利用を必要とする理由

家庭の状況

希望する利用時間

利用曜日

曜日から 曜日まで

時 分 から 時 分 まで

就労等の状況に応じて必要な範囲の「利用曜日」「利用時間」を記入してください。

○字は楷書 \*印の欄

\*我孫子市記載欄

交付年月日

年 月 日

認定の可否

可・否 (否とする理由)

認定証番号

○1号 ○2号 ○3号 (○標 ○短)

支給(入園)の可否

支給(利用)期間

自 至

年 月 日

年 月 日

入園施設(事業者)名

[ ○認定こども園(○連 ○幼 ○保) ○保(○幼 ○地(○幼 ○保))] ○幼稚園 ○保育園 ○地域型(○小 ○家 ○居 ○事)

備考

\*施設(事業者)記載欄

受付年月日

年 月 日

施設(事業者)名

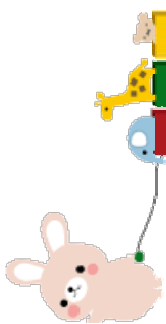
(事業者番号: )

入園契約(内定)の有無

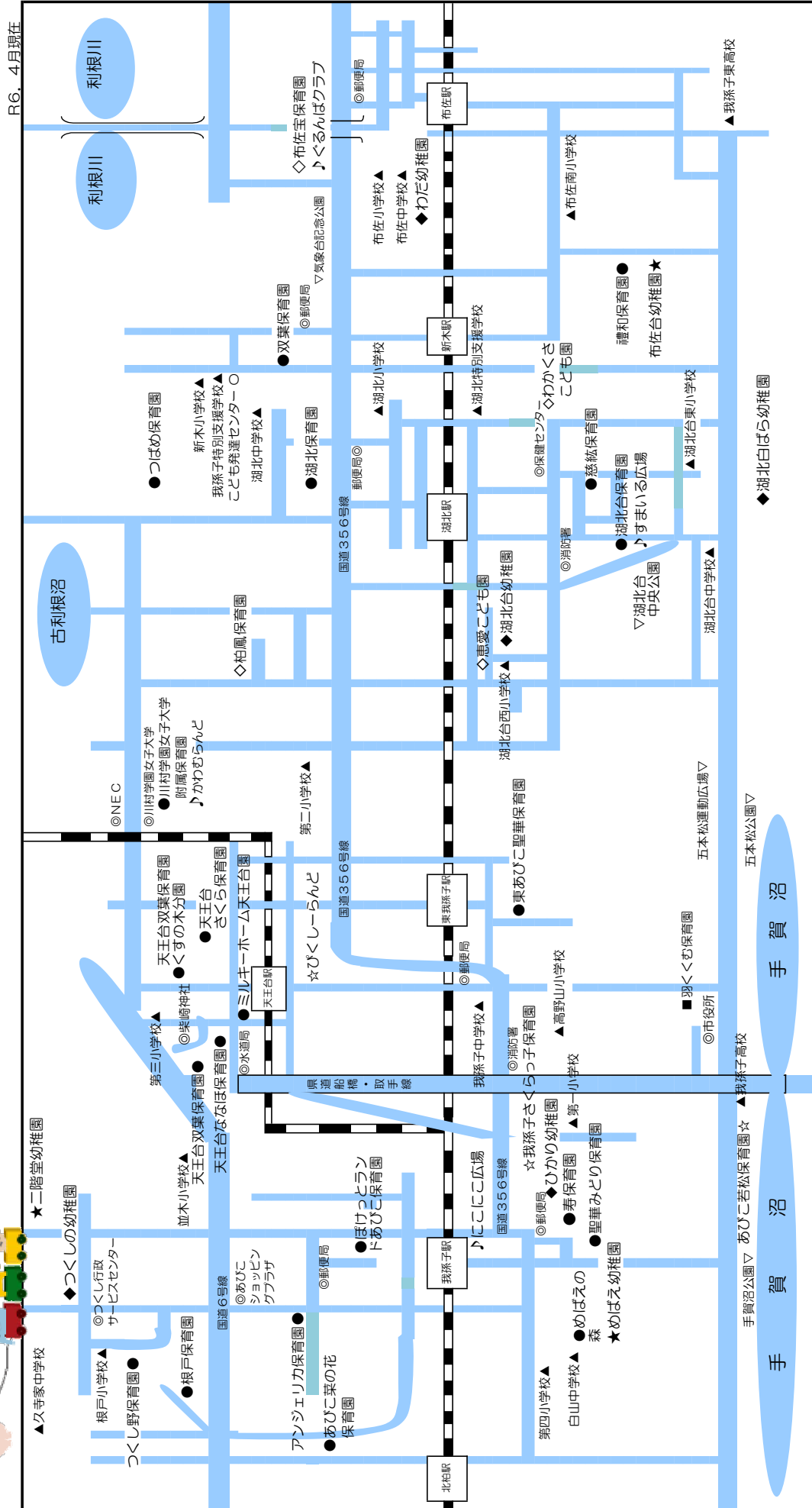
有(契約・内定) ( ) 無( )

日契約(内定) ( )

(裏面)



# 我孫子市内幼稚園・保育施設等地図



R6. 4月現在

<凡例>

- ★ 幼稚園
- 保育園
- ☆ 小規模保育事業所
- ◇ 認定こども園(幼保連携型)
- ◆ 認定こども園(幼稚園型)
- 企業主導型保育施設(地域枠あり)
- ▷ 広場(子育て支援施設)
- ▲ 学校
- ▽ 公園

